

# 第3章

## 計画の目標と基本方針

- 1 めざす社会の姿
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 基本方針

# 第3章 計画の目標と基本方針

## 1 めざす社会の姿

子どもの笑顔や笑い声に包まれると、子どもの保護者はもとより、周囲の大人までもが、自然と笑みが浮かび、物事に対する意欲や希望が湧いてきます。

子どもたちは地域の宝、未来への希望です。子どもは、無限の可能性を秘め、まわりの人々との関わりの中でたくましく成長し、明日のとやまの発展を支えるかけがえのない存在であり、とやまの未来を担う貴重な人材です。

すべての子どもたちが周囲からの祝福を受けて誕生し、家族の愛情に包まれながら、地域の様々な人々に見守られ、その将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、たくましく健やかに育つ地域社会こそが、県民が夢や希望を持って生き生きと暮らせる活気のある地域社会であり、私たち県民の願いです。

こうしたことから、めざすべき社会の姿をつぎのとおりとします。

子どもの笑顔と元気な声があふれる 活気のある地域社会

## 2 基本理念

子どもが健やかに成長する上では、まずは、保護者が子育ての第一義的責任を持っており、家庭において、深い愛情をもって、子どもを育てなければなりません。しかしながら、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化など、家庭や子どもを取り巻く環境が大きく変化している現状においては、保護者や家庭の中だけで、子育てを十分に担うことが難しくなっています。めざす社会の実現にあたっては、行政はもとより、地域住民、事業者などすべての県民が、それぞれの役割を担い、一体となって社会全体で子育てを支援する取組みを進めることが求められています。

このため、県はもとより県民一人ひとりが、子育て支援・少子化対策を進めるうえで共有すべき基本となる考え方として、子育て支援・少子化対策条例に基づき、次の4つを基本理念として掲げます。

- (1) すべての子ども及び子どもを生み、育てる者が支援を受けることができるようにすること
- (2) 保護者が子育ての第一義的責任を有するという認識の下に、家庭、学校、職場、地域社会等において、県民、事業者、市町村、県等が相互に連携、協力して取り組むこと
- (3) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮すること
- (4) 子どもの権利・利益が最大限に尊重され、子どもの成長に応じてその意見が適切に反映されること

### 3 基本目標

基本理念の下に、「子どもの笑顔と元気な声があふれる 活気ある地域社会」の実現を目指すためには、県民一人ひとりが明確な目標を持ち、それに向けて具体的な行動を起こすことが大切です。

めざす社会の姿をよりわかりやすく具体化すると、結婚、出産や子育ての希望がない安心して子どもを生き育てることができ、仕事との両立ができ、すべての子どもが健やかに成長できる環境をつくることであることから、計画の基本目標を次のとおりとします。

- ① 県民の結婚・出産・子育ての希望がない、安心して子どもを生き育てられる環境をつくる。
- ② 仕事と家庭生活との両立が実現できる環境をつくる。
- ③ すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の社会を担う者として自立できる環境をつくる。

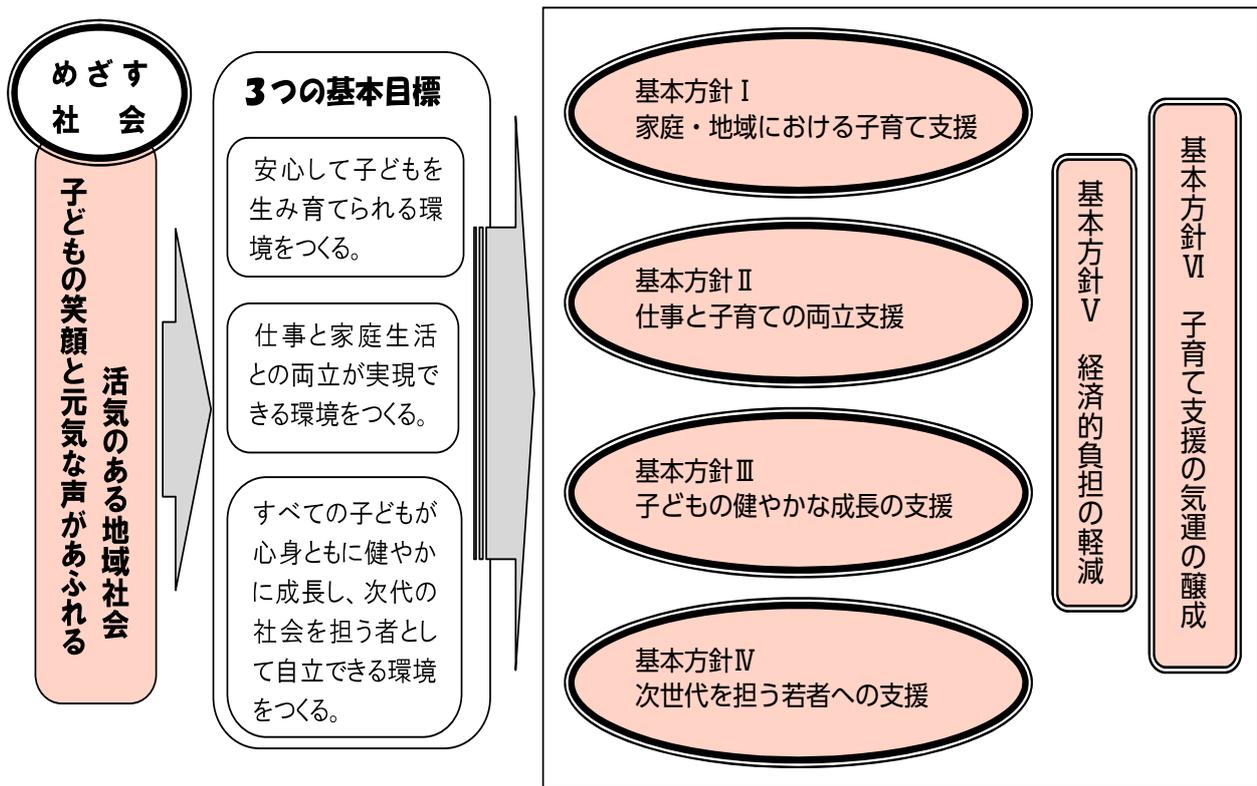
### 4 基本方針

基本目標を達成するためには、家庭や地域に対して取り組む施策だけでなく、仕事と家庭生活の両立に関する施策や、子どもたちが育つ環境の改善に向けて取り組む施策、また、これらの施策に共通する取り組みとして、経済的な負担の軽減に関する施策も必要です。

また、次世代を担う若者が県内で働き、結婚し、豊かな生活を送ることができる環境づくりのための施策や、さらに、これらの子育て支援・少子化対策を推進する上での基盤となる、子どもの育成や子育てを応援する社会全体の意識づくりや気運の醸成を図る施策も必要です。

このため、子育て支援・少子化対策条例に掲げる基本施策の「家庭・地域における子育て支援」、「仕事と子育ての両立支援」、「子どもの健やかな成長の支援」、「経済的負担の軽減」に加えて、「次世代を担う若者への支援」と、その前提となる県民総ぐるみで取り組む「子育て支援の気運の醸成」の6つを基本方針として掲げます。

<イメージ図>



若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば、本県の出生率は1.9程度の水準まで向上することが見込まれます。

そのためには、まず、結婚や子育てに関する現実と希望とのギャップを解消し、若い世代の結婚・子育ての希望ができるだけ実現できるよう取り組む必要があります。

もとより結婚や出産は、個人の自由な決定に基づくものですが、健康や経済的理由などから希望がかなえられない場合もあります。個人の価値観やそれぞれが置かれた状況を十分尊重しつつ、県、市町村、事業者、関係機関・団体が連携して、子育て支援・少子化対策を計画的に推進し、若い世代の結婚・子育ての希望の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

## 《希望出生率》

「希望出生率」は、国民（県民）の結婚や子育ての希望がかなった場合の出生率であり、結婚や子育てに関する現実と希望とのギャップを解消し、希望ができるだけ実現できるよう取り組む必要があります。

「日本創成会議」人口問題検討分科会の試算（平成26年5月8日）を参考に、今回実施した「結婚と出産に関する意識調査」データに基づき、富山県民の希望出生率を試算しました。

$$\text{「希望出生率」} = \{ \text{既婚者割合} \times \text{予定子ども数} + \text{未婚者割合} \times \text{未婚結婚希望割合} \times \text{理想子ども数} \} \times \text{離別等効果}$$

### 富山県の希望出生率の算出根拠（対象はいずれも20～34歳の女性）

①既婚者割合……………平成22年国勢調査による有配偶者割合	41.3%
②予定子ども数……………妻の年齢20～34歳の初婚どうしの夫婦	2.15人
③未婚者割合……………平成22年国勢調査による有配偶者以外（不詳含む）の割合	58.7%
④未婚結婚希望割合…「いずれ結婚するつもり」と回答した未婚者	91.5%
⑤理想子ども数……………「いずれ結婚するつもり」と回答した未婚者	2.09人
⑥離別等効果……………国立社会保障人口問題研究所数値	0.938

※②④⑤は、「結婚と出産に関する意識調査」より

$$\{ (41.3\% \times 2.15人) + (58.7\% \times 91.5\% \times 2.09人) \} \times 0.938 \div 1.9$$

（参考：全国）

$$\{ (33.8\% \times 2.07人) + (66.2\% \times 89.4\% \times 2.12人) \} \times 0.938 \div 1.8$$

〔平成22年国勢調査〕〔第14回（平成22年）出生動向調査Ⅰ、Ⅱ〕の結果による

